



# 長野県報

3月16日(木)  
平成18年  
(2006年)  
第1744号

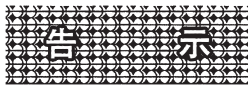
## 目次

### 告示

信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域(ビジネス誘発課).....	1
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(畜産課).....	1
道路の路線変更及び関係図面の縦覧(道路維持課).....	6
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会).....	7
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会).....	8

### 公告

一般競争入札(情報政策課).....	9
一般競争入札(税務課).....	9
一般競争入札(高齢福祉課).....	10
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	11
土地改良区の解散(土地改良課).....	11
土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課).....	11
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(2件)(土地改良課).....	11
警備業法に基づく検定(生活安全企画課).....	12
平成16年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局).....	13
一般競争入札(生活文化課).....	22
一般競争入札(5件)(保健厚生課).....	23



### 長野県告示第115号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成18年3月16日

長野県知事 田中康夫

長野市大字赤沼字南芝附1374-1、1403-2、1404-2及び1429-1並びに字堰内551-3

ビジネス誘発課

### 長野県告示第116号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成18年3月16日

長野県知事 田中康夫

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病、結核病予防のため	上田市 小諸市 南佐久郡 小海町 佐久穂町のうち 畑 千代里 八郡 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 伊那市のうち 伊那 上伊那郡 高遠町 宮田村 飯田市のうち 山本 伊賀良 下伊那郡 高森町 阿智村 喬木村 木曾郡 南木曾町 木祖村 松本市のうち 島内 新村 和田 今井 会田 反町 殿野入 板場 安曇野市のうち 穂高 東筑摩郡 筑北村のうち 坂北 須坂市 上水内郡 小川村 下高井郡 山ノ内町	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている急速凝集反応法 結核病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている皮内注射法
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		
ヨーネ病予防のため	上田市 小諸市 佐久市のうち 桑山 南佐久郡 小海町 佐久穂町のうち 畑 千代里 八郡 上 南牧村のうち 板橋 海尻 広瀬 海ノ口 北佐久郡 軽井沢町 御代田町	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている酵素免疫測定法

立科町			
小県郡			
青木村			
諏訪市			
茅野市			
諏訪郡			
富士見町のうち			
立沢			
乙事			
境			
原村			
伊那市のうち			
伊那			
富県			
美篤			
東春近			
手良			
伊那部			
上伊那郡			
高遠町			
辰野町			
箕輪町のうち			
箕輪			
東箕輪			
中川村			
宮田村			
南箕輪村のうち			
南原区以外			
飯田市のうち			
上久堅			
千代			
川路			
三穂			
山本			
伊賀良			
上郷			
下伊那郡			
高森町			
阿智村			
泰阜村			
喬木村			
大鹿村			
木曾郡			
上松町			
南木曾町			
木曾町のうち			
開田			
木祖村			
大桑村			
松本市のうち			
島内			
島立			
新村			
和田			
今井			
笹部			
並柳			
芳川			
里山辺			
入山辺			
神林			
笹賀			
岡田			
中山			
内田			
寿			
会田			
反町			
殿野入			
板場			
奈川			
塩尻市			
安曇野市のうち			

豊科 穂高 東筑摩郡 筑北村のうち 坂北 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 上水内郡 信州新町 信濃町 下水内郡 栄村			
上田市 小諸市 佐久市のうち 桑山 南佐久郡 小海町 佐久穂町のうち 畑 千代里 八郡 上 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 伊那 富県 美篤 東春近 手良 伊那部 上伊那郡 高遠町 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 中川村 宮田村 南箕輪村のうち 南原区以外 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 山本 伊賀良 上郷 下伊那郡 高森町 阿智村 泰阜村 喬木村 大鹿村 木曾郡 上松町	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛		

	南木曾町 木曾町のうち 開田 木祖村 大桑村 松本市のうち 島内 島立 新村 和田 今井 笹部 並柳 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 会田 反町 殿野入 板場 奈川 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 筑北村のうち 坂北 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 上水内郡 信州新町 信濃町 下水内郡 栄村			
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		
ヨーネ病発生予防のため	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている酵素免疫測定法又はヨーニン検査
牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	酵素免疫測定法
馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査

4 乗馬大会等に出場する馬				
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	採卵鶏、種鶏、育雛鶏のいずれか又は合わせて1,000羽以上飼養している農場及び所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査 (年4回、概ね四半期ごとに1回実施)
家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	急速凝集反応法
腐蛆病発生予防のため	県内全域	みつばち	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成15年11月から平成16年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成18年6月1日から平成18年11月30日まで	ブルータンク 寒天ゲル内沈降反応法 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱 中和試験

畜産課

## 長野県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により、県道の路線を次のように変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月3日まで、長野県土木部道路維持課において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月16日

長野県知事 田中康夫

路線番号	旧新別	路線名	起 点	重要な経過地
			終 点	
17	旧	茅野小淵沢葦崎線	茅野市	山梨県北巨摩郡小淵沢町
			山梨県葦崎市	
	新	茅野北杜葦崎線	茅野市	山梨県北杜市
			山梨県葦崎市	

道路維持課

選告示第9号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成18年3月16日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

表中	「 大町市運動公園総合体育館 長野建設労働者研修福祉センター	「 大町市大字常盤5638番地44 " 大字大町1601番地2	「 大町市選挙管理委員会 " "	を
「	大町市運動公園総合体育館 情報コミュニティセンターアキツ ぼかぼかランド美遊 農業者トレーニングセンター	「 大町市常盤5638番地44 " 八坂1108番地1 " 美麻16981番地1 " " 11690番地1	「 大町市選挙管理委員会 " " " " " "	に、
「	長門町古町転作促進研修センター 長門町老人福祉センター 四泊落合集落農事集会所 長門町大門基幹集落センター 長門町多目的集会施設入大門センター 長門町観光センター 長門町構造改善センター 真田町総合福祉センター	「 " 長門町大字古町3906-1 " " 大字長久保1699 " " 大字大門39 " " " 1164-1 " " " 2635-11 " " " 3515-72 " " 大字古町1353-1 " 真田町大字長7190	「 長門町選挙管理委員会 " " " " " " " " " " " " " 真田町選挙管理委員会	を
「	真田町総合福祉センター 長和町構造改善センター 長和町古町転作促進研修センター 長和町老人福祉センター 四泊落合集落農事集会所 長和町大門基幹集落センター 長和町多目的集会施設入大門センター 長和町観光センター	「 " 真田町大字長7190 " 長和町古町1353-1 " " 3906-1 " " 長久保1699 " " 大門39 " " " 1164-1 " " " 2635-11 " " " 3515-72	「 真田町選挙管理委員会 長和町選挙管理委員会 " " " " " " " " " "	に、
「	阿智村コミュニティ館 浪合村高齢者コミュニティーセンター	「 " " 大字駒場483番地 " 浪合村522番地	「 " " " 浪合村選挙管理委員会	を
「	阿智村コミュニティ館	「 " " 駒場483番地	「 " "	に、
「	南木曾会館 榎川村役場講堂	「 木曾郡南木曾町吾妻52番地4 " 榎川村大字平沢2221	「 南木曾町選挙管理委員会 榎川村選挙管理委員会	を
「	南木曾会館	「 木曾郡南木曾町吾妻52番地4	「 南木曾町選挙管理委員会	に、
「	松川村生涯学習センター 八坂村基幹集落センター 情報コミュニティセンターアキツ ぼかぼかランド美遊 農業者トレーニングセンター 大塩高齢者センター 二重高齢者センター 新行高齢者センター 千見高齢者センター ふれあいセンター	「 " 松川村5777番地82 " 八坂村1108番地1 " " 1133番地 " 美麻村16981番地 " " 11690番地1 " " 3366番地 " " 8410番地 " " 14003番地2 " " 28751番地1 " " 16956番地1	「 松川村選挙管理委員会 八坂村選挙管理委員会 " " 美麻村選挙管理委員会 " " " " " " " " " " " "	を
「	松川村生涯学習センター	「 " 松川村5777番地82	「 松川村選挙管理委員会	に改める。

選挙管理委員会

選告示第10号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成18年3月16日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

35,456	35,440
362,127	361,997
11,974	11,953
17,118	17,114
21,026	21,045
12,654	12,640
25,474	25,439
19,000	18,954
10,400	10,372
15,164	15,135
27,288	27,332
9,878	9,875
11,229	11,226
7,000	6,970
15,100	15,055
96,677	96,692
54,594	54,600
32,760	32,751
14,976	14,940
28,178	28,126
14,206	14,189
19,786	19,802
11,953	11,947
16,442	16,454
9,113	9,113
11,419	11,416
8,137	8,119
9,056	9,036
14,862	14,888
17,044	17,047
10,575	10,581
17,849	17,859

別表中

を

に改める。